



国際ロータリー 2019-2020 年度 前橋北ロータリークラブ会報



2019年 9月 9日 第1660回

会長 湯澤晃 幹事 廣木晴久
会場監督 岡崎会員

◇点鐘 会長
◇歌 それでこそロータリー

◇出席率 70.31 %
◇前々回出席率 -

◇お客様紹介

前橋中央 RC 石川直美 ガバナー補佐 様

◇ニコニコBOX

石川直美ガバナー補佐…がガバナー訪問に向けて頑張りましょう。よろしくお願ひします。

菅原次男会員…誕生日祝ありがとうございます

◇ 講 話 石川直美 ガバナー補佐

◇会長の時間「日本国憲法という法律」

今日は少し仕事に関係する法律の話をして頂きます。今、安倍さんが憲法改正の議論をしています。憲法という法律は、中学校、高校では公民や社会で勉強されてたと思います。

憲法とは関係ない法律で、例えば刑法199条の「人を殺したものは死刑、又は無期もしくは5年以上の懲役に処する」という有名な条文があります。これはどうゆう条文かと言うと、法律は難しいと私も読んで思います。皆さんもそう思っていると思いますが。

今申し上げた「人を殺したものは死刑、又は無期もしくは5年以上の懲役に処する」と簡単そうで実は難しい。この法律は簡単に言うと、まず前段階として国民に対して「人を殺してはいけません」という注意があり、それを前提に人を殺した者は死刑とかになりますよという事です。前段階が書いてないので誤解されてしまうこともあるという事です。

法律はそういう法律が多くて、だから難しいと言われます。話を憲法に戻すと、憲法でもいろんな条文があります。例えば憲法の21条。

「集会、結社及び言論出版その他一切の表現の自由はこれを保障する」という条文なんです。

「表現の自由はこれを保障する」と書いてありますが、これパッと読んでよくわかりません。まず、「保障する」と書いてありますが、誰が誰の表現の自由を保障するのか書いてないんです。これは、当然の事だという事で書いてないんです。簡単に言うと日本国、国家が国民の表現の自由を保障しますという事なんです。

これを皆さん誤解される事が結構多いんです。

◇幹事報告 廣木幹事

9月22日 地区補助金事業例会、

9月30日 前橋テルサ夜間例会

10月7日 ガバナー公式訪問例会

◇委員会報告 R財団委員会 川口副委員長、

ゴルフ部・野球部 岡崎会員

つまり憲法という法律で「基本的人権の尊重」という基本的人権の規定が書いてありますが、この人権の規定というのは日本国という国家が国民の権利を保障しますという書き方になっています。ですから憲法という法律は簡単に言うと国家を縛った法律になります。

特徴は、憲法が1番上位の法律、その下に普通の法律があるということ。これから安倍さんが憲法を改正したいというニュースが流れますが、どうゆう意味なのか？要するに国家が憲法によって今縛られている訳ですがそれを変えますよという事になります。今問題になっている憲法9条の問題などそういう観点でご理解して頂けるといいと思います。皆さんそれぞれのご意見があると思いますが基本的な所を皆さんご理解していただきたいと思います。

よく、一般人と一般人の間のトラブルでの自分の人権が侵害されたとか簡単に言っておりますが、間違えではないのですが実は、あなたの言ってる事は憲法に違反してるような事なんだ！と言ってみてもあくまで国家を縛っている法律なんで国民同士の間を縛っている訳ではありません。なのでそこは誤解をして頂かない方がいいかなと思います。正確に言うと、もちろん憲法という法律が国民同士の間にも全く適用されないという事ではありません。ただ基本的には国を縛る法律で、国が何かをした時にそれは憲法に違反してるかという事になります。ちょっと真面目な話をしましたが、ご理解いただけたでしょうか。またお話はさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。